

『大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する
建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和7年5月19日

（初回締結日：令和4年3月9日）

有効期間：協定締結日～令和12年3月末

対象区域：全国

全国建設労働組合総連合は、

- ①大工技能者等の入職促進・担い手確保に向け、地域で開催する住宅デーにおける木工教室等で親子での大工の技能・技術の体験・ふれあいを通じ、木材利用の意義や木の良さを普及するとともに、大工技能者への関心を高める活動に取り組む。学校教育現場におけるキャリア教育について、令和11年度までに学校数で延べ2,000校、受講生徒数で延べ10万人の実施を目指す。
 - ②災害時において、地域材を使用した応急仮設木造住宅の建設及び応急修理の対応を行う。
- 等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。